

日 時 令和2年10月15日（木）午後1時30分～2時52分  
場 所 犬山市役所 2階202会議室  
出席者 長野委員、日比野委員、榊原委員、舟橋委員、  
木村委員、吉田委員、原 委員、  
玉置委員、岡 委員、久世委員、丸山委員、  
宮本委員  
欠席者 桑原委員  
事務局 吉野健康福祉部長、河合保険年金課長、  
舟橋保険年金課課長補佐、  
保浦保険年金課統括主査

◆議事

（ 開 会 ）

河合課長

こんにちは。先回非常に暑いようなお話をしていましたら、いつのまにかすっかり涼しくなりました。ここ2、3日ものすごく綺麗な空ですし、今日通勤していましたら、金木犀の香りがしてきて、ああ秋だなあと感じる今日この頃です。

皆さんお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、4回目になりました国保運営協議会を始めさせていただきたいと思います。初めに会長からごあいさつをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

久世会長

はい。本日の会議は、概ね2時間を限度としまして主に子どもの均等割の負担軽減と税率改定の2点について、討論や協議を行っていきたいと思っております。ご協力よろしくお願いいたします。

河合課長

ありがとうございました。次に配布資料の確認です。次第と資料1から10までをお送りをさせていただきましたが。すみません、資料9です。県下38市の国保税の負担の資料ですが、お配りした時、一番の市がすごく突出していたので改めてちょっとお聞きをしたら、世帯数と被保険者数を間違えて記入されたようで、世帯数だと保険税額がものすごく高くなってしまったということです。今日差し替えた方を机の上に置かせていただきました。ぐっと下がって下の方にあると思いますので概ね何となく去年の順番どおりになったかなという感じになっております。よろしく申し上げます。資料をお忘れの方いらっしゃいますか。ない。ではよろしく申し上げます。

次に本日の出席者でございますが、ご覧の通り、本日も都合で桑原委員の方がご欠席ということで、ご連絡をいただいております。12名の方に今日ご出席いただいておりますので、協議会規則第五条の会議の成立要件は満たしていることを報告させていただきます。

では早速会議に入らせていただきます。いつも通り会議の進行は、同じく規則第3条に会長にお願いすることとなっております。よろしく申し上げます。

久世会長

はい。議事に入る前に本日の議事録署名人を、私から指名させていただきます。被保険者代表の榊原委員さん、保健医・薬剤師代表の吉田委員さんお願い

いたします。では議題に入りたいと思います。まず議題1の子どもの均等割の負担軽減について、資料1から5を事務局から説明をお願いします。

子どもの均等割の負担軽減について前回よりご協議をお願いしております。前回の協議のときに、委員の皆様より、いくつかご提案やご確認がございまして、それに関する資料を作成いたしました。資料1から資料5までが子どもの均等割関係の資料になります。順にご説明をさせていただきます。

「資料1 現行制約下での国保税の減免の運用想定」をご覧ください。前回も少しお話をさせていただきましたが、現状、犬山市の基幹系電算システム、NECのCOKAS R/AD IIと申しますけれども、こちらの方が子どもの均等割減免には対応しておらず、個別のカスタマイズには応じられないとの回答を得ております。基本的には、パッケージシステムはノンカスタマイズを基本としておりまして、制度改正などではプログラムを一斉に上書きをしてしまうため、個別に修正した箇所をその度に直さなくてはならず、保守に手間がかかる上、危険性も高まります。そのため、もし子どもの均等割減免を行う場合は、他の減免制度と同様に対象世帯を抽出し、申請書を書いてもらい、減免額を計算してシステムへ入力、減免承認通知と減免後の新しい納税通知書を送付します。また減免世帯に加入者の異動があった場合は、その都度確認・変更が必要となります。このように、現行の課題としては①毎年申請と減免事務が必要となる。②減免は納期前に行うことが原則であるため、6月中旬から月末までに申請しなければならない上、市側も納付書発送後の繁忙期に減免事務を行う必要がある。③担当者が減免額を計算し、1件ごとに入力する必要がある。④減免後の異動や年度途中の加入などに配慮する必要がある、などが挙げられます。

それでは次に「資料2」をご覧ください。国民健康保険制度の枠内で、保険税の減免以外の軽減方法は二つ考えられます。一つは出産一時金や葬祭費などのように「任意給付」として給付する方法。もう一つは前回事務局の腹案としてちょっとお示しをさせていただきましたが、一度保険税を納めていただいた上で、一定の金額を「償還払い」という形でお返しする方法です。まず一つ目の任意給付ができるかどうかですが、健康保険法第2条には「国民健康保険は被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。」としておりまして、子どもが一定の年齢に達する間、恒常的に給付するものというのは「保険給付」には当たらないと言えます。ただし、出産一時金の支給時に付加給付を行うということは妨げられないので、単発的にはなりますが、子どもが生まれた時に一時金に上乘せをすることは可能課と思います。次に、保険税の償還金として還付する方法です。法的に明瞭には定められていませんが、市町村の裁量により、市条例に基づいて一定の条件により一定の金額を償還払いで還付することは妨げられないと考えられます。ただし地方税法により還付期間（時効）が5年間となっております。償還金の事務のイメージとしては①翌年度対象世帯（前年度18歳以下の子どもが加入していた世帯）に、申請書を送付、②前年度の世帯状況を確認し償還額を決定、③申請書に記載された口座に償還金を振り込むというような感じになります。課題としては、対象世帯の把握と償還金額の確定を手処理で行うことによりかなり労力を要することになり、基幹系システムに外付けでこのような機能を付加できるかは、事業者と検討する必要があります。(1)、(2)いずれの方法にしましても、自動払いではなく、申請をいただいて現金を振り込む「償還払い」の形式になります。

それでは続きまして「資料3 法定外繰入の解消について」です。軽減策を行

うためには財源が必要になります。保険税以外の財源を求めるものに法定外繰入があります。赤字解消のための法定外繰入はいけないというふうに言われていますけれども、国や愛知県の現状を見ていきたいと思えます。法定外繰入のうち解消すべき決算補填目的の繰入額は、平成26年度は全国で3,468億円、愛知県では178億円あったものが、平成30年度では全国で1,258億円、愛知県では57億円、約3分の1になっております。県内での内訳としては、保険税の負担の緩和を図る、つまり税率そのものを下げるために、28市町村約56億円、市独自の保険税軽減、つまり子どもの均等割軽減等のためが3市6,300万円となっております。次に赤字削減・解消計画についてですが、国通知では削減・解消すべき赤字を法定外繰入のうち、決算補填目的の額と前年度繰上充用のうち増加額としておりまして、赤字解消の目標6年以内に計画を県と協議して決定するように求めています。愛知県の状況としては29市町村がこの計画を策定しておりまして、うち15市町村が6年以内の赤字解消を計画しているということです。最後に、国の考え方ですけれども同一都道府県内で法定外繰入のある市町村、ない市町村があり、公費拡充に伴い状況の見える化、公表ということになります。強く求められています。今後市町村ごとの分析を行い、早期に着実な解消を図ることが重要とされております。

次に「資料4 ふるさと犬山応援寄附金の使途について」です。前回の協議で、玉置議員などから「ふるさと応援寄附金の活用ができないか、何に使われているのか」というようなお話がありまして、簡単な内訳を作成させていただきました。上の表は令和元年度決算です。総額が5億8,164万3千円のうち、一番多いのが子育てで2億5,956万3千円。ついで「歴史・文化」が1億2,386万7千円。そして「市長におまかせ」が、1億1,685万円となっております。令和2年度予算でも「子育て」で2億6,715万6千円。歴史・文化で1億4,645万7千円、「市長におまかせ」は1億3,022万6千円、総額で6億5,668万9千円を見込んでおります。使途といたしまして「子育て」の使途内訳は、子ども医療、それから妊婦、乳幼児の健診事業ですね。それから「市長におまかせ」の方は使途内訳としてごみ収集委託、おたふくかぜワクチン、授業改善、図書館づくりコーディネーター、企業再投資促進補助金などとなっております。

続きまして「資料5 子育て支援等について」をご覧ください。こちらも前回の協議のときに「子育て支援で市民が求めるものは何か」「児童手当で多子世帯への傾斜配分は考えているのか」などと、ご質問がございましたので少しまとめさせていただきました。犬山市の子育て支援策は、子ども子育て支援事業計画に位置付けられています。現在、第二期計画となつてまして、令和2年度から6年度までを計画期間として、近年の新たな課題である子どもの貧困問題の解決を掲げております。基本目標は①質の高い幼児教育の提供、②多様な子育てニーズへの対応、③子どもの健やかな育ちの支援、④子育てと仕事が両立できる環境整備、⑤特別な支援が必要な家庭への対応となっております。この計画の策定時に実施いたしましたアンケートでは、未就学児を持つ親は①子どもが安心して遊べる場の整備、②子ども同士が遊べる機会の充実、③地域の子どもへの見守りと声掛けに要望が多くなってまいりました。また児童を持つ親も①子どもが安心して遊べる場の整備、②安全な通学路の整備、③地域の子どもへの見守りと声かけとなつておりまして、こうしたアンケートを見る限りは必ずしも経済的な支援を求めているものではなく、子育ての環境整備を望む声が多いということが結果として出てきております。続きまして、児童手当についてで

すが、下の表を見ていただきますと、3歳未満児が月額1万5千円。3歳以上小学校修了前までが1万円ですが、第3子以降は1万5千円。そして中学生は1万円となっております。部分的ではありますが、子どもが多いほど多くもらえるというような傾斜配分となっております。

以上が前回の協議会でいただきましたご質問等を踏まえた関係資料となります。ご参照いただきまして、ご協議の方よろしくお願いたします。

久世会長

まあ今の説明についてご質問とかご意見とかある方いらっしゃいますか。なんとなくいいじゃないかみたいな感じの資料の説明でしたけども。はい、岡委員。

岡委員

これだけ検討いただいていると思いますけれども、子どもの均等割の件なんですけれども、対象者が、償還金の課題のところ、皆さん喜ぶかもしれないけど職員が大変だってことは、随分と書かれているんですけども皆さんの喜ぶ顔を見ながら、頑張っていたきたいと思うんですけども。対象者というのは増える傾向にあるのか減る傾向にあるのか、ちょっと確認させてください。

河合課長

はい。今、全国的に少子化が叫ばれていますけども、犬山市におきましても、市の全体の人口の比率としては、子どもさんたちは減る傾向にはあると思っています。現在、生まれてくる子は確か500人を割っていると思います。0歳児は多分400人ぐらい。今後いろいろな少子化対策を市としても考えていますが基本的には少しずつ減っちゃうのではないかなという感触を持っています。

さらにそこから国保に入っていらっしゃる方ということですので、毎年の出産育児一時金をお渡しする人数などを見ても、50人はないような状況ですので、生まれてくる方はそれぐらいなのかなというふうに思います。18歳以下の数は以前お示したと思いますが、1,200人ぐらいでした。そういう傾向だと思っています。

岡委員

子どもの均等割の負担軽減で他に任意給付と償還金という方法も検討していただいたということなんですけども、これもいずれにしても、手計算っていうか、あと給付受けられるならば一番最初の事務局の提案で大変だけでもやりますというふうになったらなというふうに思います。今確認したら、ね、子どもの数が減っていくと言ってもらって事務局も大丈夫かなと。

久世会長

他にご意見ありますか。結構長いことこの議論してるんで、そろそろ結論を見出していきたいなところなんですけど。前回まではシステムの都合等で正直ちょっと難しいんじゃないかなという気はあったんですが、改めて今日ご意見をいただければと思います。

玉置委員

はい。

久世会長

はい。

玉置委員

はい。前回私はふるさと応援寄附金を何とか入れられないかな、今の現状がどうなってるかということで、今回の資料を出していただいたんですけど。子育てに関しては現状でもかなり手厚く、その部分が入ってるなあということが、他と比べてもね、かなり大きいなということをちょっと理解しました。あとは、どこまで手厚くするかという部分が、今回。まだ現時点でちょっと考えがまとまらない。ちょっと感想だけです。

久世会長

やるべきともやらないべきとも言いがたい。

玉置委員

うん。言いがたいな。

河合課長

すいません、事務局です。今会長がおっしゃっていただいた通り、いずれにしてもなかなか私どもから言いづらんですが、事務的にはかなりの負荷がか

かと思っています。ただそれを理由に絶対拒むということはできませんので、このような案もいろいろ考えてさせていただいています。ただ、事務方からいうと、やっぱり正攻法の保険税を減免するというやり方は、かなり危険で難しいなというふうに思っています。そういったところで代案を何とか考えてみたというところがあるので、そこら辺はわかっただけであればありがたいかなというのと、ちょっと来年度からはこの時期になって事務を組み立てていろいろ直していくのは、本当には難しい。来年度から実施ですと言われるのは厳しいかなということです。これは事務局からのお願いになりますが、現状を申し上げたいと思います。

久世会長

もともとの流れとしては、税の減免が本筋だけどちょっと厳しいと。代替案として任意給付という方法や償還という方法を検討したけどもなかなかそれも難しいんじゃないかというのがこの資料の流れなわけですよ。岡委員としては保険税の減免で職員は大変だけどもやっていきたいそうなんですけど。

玉置委員

難しい。

久世会長

なかなか難しいですね。

原委員

お聞きしたいんですが、資料2の(1)なんですけど、これって大体犬山市で産まない限りは、国保に入っても減免にはならない。

河合課長

減免ではないので、代わりに、お子さんに対する補助というイメージでどうかという提案になります。いろいろ考えましたが、先ほどご説明したとおり、普通の任意給付という形ではできないということがここに書いてあります。被保険者の病気であったり、けがであったり、出産と死亡にかかる部分しか保険給付はできませんということが法に書いてあるので、子どもさんが一定の年齢になるまで何か給付しましょうというのはちょっと法的にはペケだという形になります。今、お子さんが1人生まると、社会保険も国保の方も42万円が出産の費用としてもらえるんですけども、その時に例えば8万円余分に差し上げて犬山市だけは50万円もらい、よそのところは42万がもらえると。結果的に子どもさんが生まれたときに先払いみたいな感じになりますが、子育ての負担軽減には繋がるのかなと。そういう考え方になります。

原委員

均等割はいけないって話でしたか。

久世会長

そうです。議論の出発点はそこだったんです。人頭税というものは税の原則としておかしいだろうと。それが多分国保税だけなので、それを解消するべきだという岡委員のご提案から始まる。

原委員

改善がなかなかできないって話で。

久世会長

改善できているところはシステムが、それがやりやすいところが多かった。犬山市についてはちょっとやりづらい。なかなか非常にコアなシステム、なので他の方法でできないかと、代替案が任意給付っていうのと償還金っていうことになるわけです。大筋のところから言うと、ちょっと外れた手段にはなってしまった。そこ説明しないとわからない。

僕からですけど、最近ニュースで国保とかの基幹システムを全国共通にしていこうという、今の菅総理の方針があるんで、その状況はどうなんだろうかね。こういうのは、もう全国共通であれば、そのできるシステムがあれば、税の減免という本筋でできるんじゃないかなと。国から何か連絡はあったんですか。

河合課長

まず、今の連絡という形ではありません。ただし報道でも聞いておりますし、いわゆる国保関係の専門誌にもそのことは書いてありますし、他の情報部

門の方からもそういう話がありますので、お話しすると、犬山市は今、導入していないですが、先行して国は、国民健康保険だけこの30年の改革のときに、国保パッケージの国標準を開発しました。ただし皆さん何となくわかってくださると思いますが、国保ってまず住民記録っていう住民票の異動の状況を取り込んでその世帯、刻々と変わる世帯に応じて、賦課をしたり、加入したりいろいろしなきゃいけないというのと、今、税の議論をしていただいておりますが、市民税から所得情報を取ってこなきゃいけないし、市町によっては固定資産税額の何%もかけてますからその情報を持ってこなければならないという形です。あと納付書を出したら、用紙が回りめぐって金融機関から入ってきて、また歳入する仕組みの中にも取り組んでいかなきゃいけないという流れがあって、国保だけを国が標準にしても全く全国的に広がらないという事があります。我々も国保だけやるから駄目なんだ、全部住民記録とか今回の報道のように、市町村のいわゆる基幹系と呼ばれる事務をすべてパッケージ化してしまえば皆が導入をするでしょうということもずっと言っていました。それを国がいよいよ本格的に始め、始動したのかなという感触で見えています。

今後ちょっと急速にやってくるのか、2年後からだんだんやってくれるのかとかその辺のことまではまだわかりません。ただ、今の子どもの均等割減免でいいますと、国はこういうイレギュラーな減免、市独自の減免というのは、基本的にはあまり推奨しておりませんので、そのパッケージが万が一開発された場合でも、この機能は国が法制化をしてくださらない限りは、システム的には搭載されないのではないかなあと思っています。ですから根本的にはやっぱり制度矛盾だということで、国の制度として、実施できるようにならないと難しいのかなあという感想を持っています。

久世会長  
岡委員

ご意見いかがでしょうか。はい。

子どもの均等割がね、先ほど意見が出ましたようにやはり全国的にも、おぎゃーと生まれたから課税するなんてのはかつての人頭税みたいなところで、これだけの批判が強まっている中で、確か市長が全国市長会か、まあそういうものを通じて、これについては、国に対してやはりそういう矛盾を是正すべきだ、検証を上げるべきだというような立場で発言していたように思いますけど、その確認と。それからあわせて今の国の方の状況が、課長から発言ありましたけれども、全国的な、この市町村の中で、これに対してやはり改善して行こうという動きは私は一定の広がりがあるというふうに思いますが、事務局の考えはどうか。

河合課長

はい。議会で、今のような答弁を市長が差し上げました。そのあとすぐに、いきなり全国じゃなくて市長会っていうのは、地区からだんだん全国の方へ上がっていく性質のもので、西尾張ブロックの市長会というところで、犬山市が提案市となって、これは法制化をするべきですという議案をあげさせてもらっています。市町村が独自に是正するかどうかは抜きにしてこれは国保制度としてはやはり、あまりいいことではないので、やはり国に是正をしていくべきでしょうという立場で提案をさせていただいています。市長会でどこまで進んでいるかは今把握していませんけれども、全国知事会の方では、明瞭に制度矛盾とは言っていないものの、子育て支援の立場から一定の何らかの制度を作るべきだという提案が出ていたように記憶しています。

2番目のご質問です。正直、国がちょっと推奨してないこともあって、子どもの均等割軽減をどこまでやっているかというのは、全然、国県は把握する気が

ないものですから、現在公式のものはありません。

ただ、議員からお示しをいただいた、政党機関紙っていうんですか、の情報とか革新系の方たちの資料などから、私たちが、後追いで調べた結果として、先回お話ししたとおり、愛知県では大府市と田原市がいずれも子育て支援の立場からとして、新しく導入をしています。全国的におそらく、今ちょっと記憶が定かではありませんが、一定の自治体がこれを実施しようとしています。

ただし一方で、国は財政的な攻勢を強めてきていますので、こういったことに対して法定外繰入を入れることに対しては、徐々に、禁止をしてきているので、法定外繰入に頼っている自治体としては毎年見直しを考えていかなければならないと考えているところもあるし、この間ご紹介した北海道のように、期限を決めてやっているところもあるということです。

大体もう論点っていうか、情報が出てきてると思うので、もうある程度ここでちょっと結論に近いものを見出したいと思うんですけども。この時点で今強くやるべきだというご意見の方は、恐縮ですが挙手で意思表示をしていただけたらと思うんですが。岡委員がおひとり。皆さんよろしいですか。という状況ですので、この時点でちょっとまだ答申としては盛り込むことができないということです。一旦この議論はこれで終結ということにして、引き続きまたやっぱりあればいいんじゃないかというご意見があればその都度、ご意見をいただくといいと思います。はい。はい。では議題1については、今回は答申の中には盛り込まないということをお願いします。はい。では次の議題2の令和3年度国民健康保険税率等の改定についてです。いろいろ資料が6から10についてますので事務局から説明をお願いします。

はい。それでは、令和3年度国保税率をご協議いただく前に、愛知県の状況から見た犬山市への影響額、基礎控除の10万円引き上げに伴う影響、犬山市の一般会計の財政シミュレーション、県下38市の令和元年度国保税負担額の状況、今年の療養給付費の状況等をまとめてご説明をさせていただきます。お手元の資料9は先ほど差し替えをお願いいたしましたのでまた詳細は後程説明させていただきます。

「資料6 令和元年度愛知県の国保特別会計決算見込み」をご覧ください。歳入総額は5,768億5,400万円、歳出総額は5,607億200万円で、歳入歳出差引額は161億5,200万円ですが、国庫補助などの精算金69億円と平成30年度からの繰越余剰金75億を引いた17億5,200万円が実質余剰金となります。この金額を愛知県下すべての国保加入者数で割りますと1人当たり1,224円になります。県は3年間で返還すると言っておりますので、3で割りまして令和2年度の1人当たり返還額は408円。これに犬山市の国保加入者の数、1万4,888人を掛けますと犬山市への来年度の返還額としては推計で607万4,304円となります。全額換算だと3年分ですので3を掛けていただくと、1,822万2,912円。犬山市の来年度返還額としてはこれぐらいの数字になるということです。それから次に、「資料7 基礎控除の10万円引き上げに伴う保険税の影響と所得割改定の試算」をご覧ください。令和3年より給与所得、年金所得を除くその他の所得の基礎控除が10万円引き上げられるという、簡単にお話するとそういうことになりまして、計算上は減収という形になります。給与所得、年金所得以外の人数は全体の15%ほどですけれども、どの程度影響が出るか見ていきたいと思います。上の表が国保加入者の所得内訳と現行の課税状況です。現在の基礎控除が33万円で、所得種別ごとの人数を掛けた全体の控除額は、32億4,060万円。全体の所得額から差し引いた課

久世会長

舟橋課長補佐

税所得金額が100億8,703万5,036円で、課税額は医療分の5.7%と、後期分の2.35%を合わせて8.05%になりますが、こちらを掛けた8億1,200万6,320円となります。次に給与所得と年金所得以外を基礎控除10万円引き上げました43万円とした下の表を見ていただきますと、それぞれの所得種別で計算した結果、課税所得金額は、99億4,093万5,036円となりまして、8.05%を掛けた課税額は8億24万5,270円で、マイナス1,176万1,050円で減税となります。下段になりますけれども、現行と同じ課税額を確保する税率が現行の課税額の8億1,200万6,320円を、改正後の課税所得金額99億4,093万5,036円で割りますと8.17%となりまして、結論として現行の8.05%から8.17%にするためには0.12%所得割率を引き上げる必要があるという計算になります。

続きまして「資料8」をご覧ください。こちらはですね、令和3年度から令和6年度までの財政シミュレーションですが、コロナの影響で所得がどう変わるのかというようなご質問をいただきましたので、資料としましては8月の、議員の皆様はお目通しいただいたことがあるかと思えます、市議会の全員協議会の方で経営改善課から示された資料になります。市税の推移等を試算しておりますので、ちょっとこちらを参考に見ていただきたいと思えます。歳入については、新型コロナウイルスによる市税等の減収や、地方交付税の増額などを考慮しております。歳出については実施計画での要求額や、職員の人件費等をもとに推計をしております。下の方から2段目の歳入歳出の差額では、令和4年度には約5億円の財源不足となっております、その財源を補うための財政調整基金も年々目減りをしている、そして令和6年度には残高がマイナスになってしまいます。一般会計のこのような状況を考えますと、一般会計からの繰入金というのは非常に厳しい状況になってくるというふうに考えております。

続きまして、「資料9」になりますが先ほど差し替えをお願いいたしました新しい方を見ていただきたいんですが、県下38市の令和元年度国民健康保険の一人当たり負担額です。修正箇所といたしましては、タイトルの年度が2年度となっておりますが元年度のものだったということと、保険税額が突出していた一位の市の数値が、先ほど課長が申しましたように再確認をさせていただきましたところ、被保険者数に誤りがございましたので訂正をさせていただきました、その結果一番下の合計・平均のところの平均も下がったという形になります。大変申し訳ありませんでした。では改めまして、差し替えていただいた資料9について、ご説明をさせていただきます。この資料は、今年7月に各市の聞き取りを行いまして速報としてお願いして出していただいたもので、正式な公表数値ではちょっとございませんのでご了承ください。個々の市についてはなくてですね、全体の動向としてご参考にしていただければと思います。上位の方の市では1人当たり国保税は11万円以上というふうになっております。最も国保税の負担が少なかったのは犬山市の8万9,640円、元年度は税率を据え置きましたので、そうしたことで、最も安い保険税額の、県内の市の中では最も安い保険税額となりました。県全体の平均で見ますと、10万2,057円になりました。令和3年度の各市の動向は、右の方に書いてある通りなんですけれども、これもあくまでも目安で見ていただければと思いますけれども、すでに税率の引き上げを考えているというふうにご回答いただいた市が約3割ほどとなっております。

続きまして、「資料10」になりますが国民健康保険療養給付費の前年比較です。こちらは前回の運営協議会で6月分までお示ししておりますが、今回7月診



療分までを記載させていただいております。新型コロナの受診控えの影響もあった3月から5月ですね、6月はこの反動で極端に増えたねというふうに前回の協議会でも見ていただいたわけなんですけども、ちょっと件数自体が、減っておりますので、一旦、反動で戻ったように見えましたけれども、よくよく調べてみますと非常に高額な医療給付が1件あったということがございまして、そういう形で7月については、件数は減ってるもののほぼ前年並みの給付費となっておりますので、少し落ち着いてきたのではないかなというふうに思っております。以上資料6から10まで税率改定についての資料の説明となります。活発なご意見をお願いいたします。

久世会長

まあ、ざっくりまとめると、愛知県からはお金が返ってこない。基礎控除が上がって税金がちょっと安くなるということがあるんでそれをここに0.12%ほどはね返ってくるということと、財政は非常に厳しいというのと、犬山市の国保税は県下で見ると安い方だ、一番安いと。客観的な情報です。で上げるか上げないかといったことなんですけども、愛知県の中でも割れていて、大体まあ、まだ未定なところはわからないんですけども、据え置きと引き上げが拮抗している状態であるという状況です。では、ご意見をお願いします。はい岡委員。

岡委員

ちょっと確認したいんですけど、資料6なんですけど、⑥で、単年度収支で言えば17億5,200万ということでこれは返しますけど、3分の1ずつ返していきますということでしょうか。その前にある累積黒字の75億はそのままで計算してるんですけど、これは県はずっと75億を持ったまま行こうという判断なんですか。これをやっぱり計画的にもう少し、単年度収支でも黒字ということであればこんなに75億を持たずに、市町村に返すのかどうか、その行方はどういうふうですか。

河合課長

この75億という金額に皆さん覚えがありますでしょうか。これ去年、玉置委員がお見つけになったもので、私もおかしいと思って県に尋ねたんですが、まず、これは元年度の決算なので2年度から3年間で、この75億を25億ずつ市に還元しようということを言っているわけですから、元年度の決算としてはそのまま玉置委員がおっしゃった金額75億円が、ここに計上されている。これを2年度の決算を見ると、3分の1の25億を市に還元したということになり、その後も次の年に50億残ったのをまた25億使い、3年目にもう25億使うので、ここについてはゼロになりますということです。

またこの一つずれですが、下に残ったわずかなこのお金ですがこれをまた3年間に今のところをスライドさせて使っていくことによって、緩和を図りつつ、財政の変動も避けつつこういう運用をしていくという考えによるものです。

岡委員

確認ですけれども、今の県から市への返還金の⑯の金額は、単年度収支の17億5,200万であって、プラス75億の3分の1の返還金もありますよってことですね。

河合課長

はい。その通りです。はい。ただし、犬山市でいきますと昨年の議論で、この75億は全部使って犬山市に還元されたものと計算をして税率を決定しましたので、管理上としては犬山市には今年これはこないんですけど、実際の県の納付金には、3分の1で反映されてる。

久世会長

要するに、去年は75億余りました。今年は160億になったってことですか。違う。歳入歳出差引額を。

河合課長

単純に犬山市と一緒になので、歳入歳出の差額はこれだけあったが、この中の余った金額の内訳を見てみると、75億は累積といっちはあれですが、一番初年

度に余ったお金がそのままということで、国に返す金額はもろなくなってしまうかもしれませんが、それで新たにそれから差額を見ると、元年度だけで単独で余剰が生じたのはこの17億5,200万円しかなかったよという。

久世会長  
河合課長  
久世会長  
河合課長  
久世会長  
河合課長

余ったことは余ったというか黒字にはなった。

犬山市でいう単年度黒字はという言い方ですとこの、17億5,200万円。

約100億近くはある。キャッシュとしてはっていうか。

そうですね。はい。それだけ、まだ2年度の。

それを分割して返してくる。

ただ2年度の納付金はもう、これを25億円差し引いた金額で、私どもの方に来てますので、その最後の財源補填に25億が使われる。

久世会長  
河合課長

どっちみちそんなに県は返すつもりはないということですね。

一応コロナの関係がありますので、状況を見てこの75億のうち今年使った残り50億も含めて、3年という約束をしたものを前倒して、状況が余りにも厳しいようであれば使うことも考えていくというような内々の話は聞いています。

久世会長  
河合課長  
久世会長

それだけを持って改善されるわけでもない。

ただ今年のことだけを考えると雀の涙であったということです。

去年上げたときに、「来年度は、去年上げたんだから」という雰囲気ではありましたが。それが許される状況かどうかということです。

河合課長

基金のことを前回お尋ねになりましたので。昨年度末の決算の時に残っていた金額は約6億円になりました。ただし先ほどの先回の単年側の黒字になった部分は、基金の方へもう1回補正で積み立て戻しましたので、現在7億円ぐらいあります。今年度でおそらく、2億ぐらいは使うので、今年度が終わると、5億円ぐらいの残額かなと推定しています。

久世会長  
河合課長  
久世会長  
河合課長

毎年2億円ぐらい減っていくと。

そうですね、なので3年、4年までは。

いける。

いけますが、そこだとあと1億円しかなくて、もともと緊急に2億は残してくださいよというお話をしているにもかかわらず、あと1億円ぐらいになる。ほぼほぼ、それは確実なので、事務局としてはその時になって急に上げるのはよくないと、前々から申し上げている通りです。

久世会長  
河合課長

今日議論することですけど、事務局的には上げるのか据え置きなのかという、空気感を見たいという。

はい。今日結論をいただきたいとは思っていないんですけども、できるだけ私たちと委員さんのやりとりではなくて、委員さん同士の協議をちゃんとしていただきたいということがありましたので、今回もできるだけ客観的な資料を集め、議論の基にさせていただいております。本音を申し上げれば、増税ではありませんが、この先ほど申し上げた控除の減少に伴う保険税減収分は、国保制度のせいじゃないもんですから、値上げという意味ではなくて、ここは是正をさせていただくとありがたいかなと思います。本当は、やはり数%上げるのが本筋だとは思いますが最低限の是正はちょっとお願いをしたい。

久世会長  
河合課長

0.12%って結構誤差の範囲かなと思うんですよ。

誤差と言われればおっしゃる通り、金額にして1,000万円は、少なくなったと言え総課税額は13億円ぐらいありますので、そう言うことにはなりますが、例えば、子どもの均等割を2割減じるには2,000万円とかいるわけですから、こういうのははした金と片付けていくといけけないので、できるだけ少しでも是正の姿

勢を見せた方がいいのかなど。最終的にはコロナの感染拡大影響もあって、今の税率ではもっと減収になってしまうということも、心配ですが。

久世会長

最初に愛知県の制度改正があって、まあ厳しくなりますと言って、いわゆる増税していくスケジュールを立てたじゃないですか。あのスケジュールとしてはどうですか、現状。あの通り来てるとか、あれより意外に少なくなってきたとか、むしろちょっと余裕があるとか。どういう状態なんだろう。

河合課長

まず初年度の協議会時には、一応毎年少しずつ階段を昇って上げていった方が良いでしょうねというご議論だったと記憶していますし、答申にもそのようなことを書いていただいたと思っています。ただその後のいろいろな情勢がありまして、結果的に昨年度が据え置きになり、今年は先ほどの県の余剰金の議論もあって4%ほど上げさせていただきましたので、計9%ほど上げさせていただきました。最終的に大体3割上げなきゃいけないよという話を差し上げましたが、当初の見込みよりは、人全体が減ってきているので、20%はいかないけど、18%とか19%とか、上げていかないと、駄目だという見解でいます。

久世会長

基金はそうなる前に、

河合課長

激変緩和をやるということをご皆さんに申し上げ、賛同いただいているので、基金がなくなったという理由で、急激に上げることは避けたい。

久世会長

ご意見いかがでしょうか。

宮本委員

社会保険の立場の方から言わしていただくと、うちの保険料の方も私がちょうど協会が20年10月にできたときは8.2%、やってましてちょっと今日資料持ってきてないんですけど。発足をして、二、三年後に赤字に転落しまして、法律の方で預貯金は5,000億円、預貯金を置いとかなくちゃいけないのが一気に赤字になりまして、そちらの方をカバーするために、一気に税率、税というか、保険料率を上げたという経緯がありまして、その時に9.何%と上げてまして、現在が10%まで上げたという現状がありますんで。今余剰金の方がもう何兆何億円という形で、余剰金があるんですけども。次に何が議論されるかっていうと、余剰金がそれだけあるのであれば、税率を下げればいいんじゃないかと。いう意見になるんですけども、今回、良くも悪くもコロナが出たところもあって医療費がどんだけ上がるのかわからなかったところもありましたので、今回税率、保険料率を上げなかったことは正解かもしれないんですけど。市のどういった方が医療にかかれてるかわかんないんですけど、よく大企業さんと、健保組合っていうのは大きい会社になると持っていられて、組合を立ち上げられて、バブル期とかでずっと続けられたとこだと、継続してやられてるんですけど。ただやはりこのご時世なので、結構健保組合さんていうのがつぶれていってる現状があるんですね。そういったところはやはりうちの、もう保険料率を超えちゃう、要は最初、お金があったときは、税率を下げたけども、一気にうちの10%を超えてもう11%、持ってる意味がないということで解散されて、うちの方に来たりというところがあります。正直先々が見えないんですね。あと、そんなに大きくない健保組合さんと透析患者が、一気に2人3人増えたとなると医療費が一気に何百万何千万が年間増えてしまったということでもたなくなっ、ってということもありえますので。不安はあるかもしれないんですけど、そういったことも見通し、現状もちろんこれで何とか成り立ってたとしてもやはり、有料化と言われるようにやはり何か余剰金じゃないけどもそういった余裕を持った施策もしとかなないと、後々何かあった時に、いや、一気に引き上げますよ、何%ですよっていうとやはり、反感じゃないですけど

もやっぱりいろんな議論をしないままやってしまうってことはよくないのかなと思いますのでその辺を考えながら、上げるのであれば徐々に上げていくっていうのもう、先に市民の方に示しておいて、ここまで一定をあげますよっていうところを、先々のご理解いただけるのかなっていうところは思います。私ども一気に上げた関係でやはりいろんなご意見が殺到しましたので、何でもともとそれを放置してたんだみたいな感じになってしまいましたので、そういったことも踏まえると、やはりそういったことは、徐々に理解を得ながら上げていくべきところは上げていき、あとそこで余剰金とかが出て、今後どうするかとか据え置きとか下げるとかって話に、その場合だったら皆さんも賛同しやすいと思うんですけど上げるとなるとなかなか、難しいところありますので、そういったところは、考えながらやっていただければなと思います。

玉置委員

ちょっと参考で聞かせてほしいんですけど、今年コロナ禍の中で、本市としては、国保税の納付ができない、猶予期間というのは多分、申し出によってできるのかと思いますけども、今回その申し出っていうのは何件ぐらいあったか。

河合課長

まずすいません。今「猶予」というお言葉がありましたけど、先回ここで報告した国保税の特別の減免というのがあります。そちらの方は、ほぼ所得が低い方だともう今年の国保税は納めなくてもいいです、ゼロですというぐらいの、なかなか国としては大盤振る舞いですが、現在、保険税の減免額が41件で、886万、1,000万円に迫る勢いで今、申し込みによって減額をさせていただいてる状況です。

こちらの制度がありますので、先ほどの猶予というのは実は税法的には1年間お待ちしますよという制度ですので、額が棒引きになるわけではなく、この額を1年間、納期限を遅らせてあげますよという意味ですので、国保税も若干収納部門であるとは聞いてますけど、ほとんどない状況です。市民税と固定資産税については、この減免がないので、猶予を使っている方がそれなりにいるという風に聞いています。

玉置委員

はい。41件の件数がこの短い期間の中であったというふうに考えたときに、まだ今もそうですし、次年度、歳入がずっと減るよというような、どんどん減っていくという試算の中で、個別の我々個人の収入がやっぱり減っているから、もちろん税収の歳入が減っていくというふうに、考えると、やっぱりこの国保税もかなり、支払っていくのはかなり厳しくなるのかなあという。僕はちょっと今の数字を聞きながら、感じたんですが。

久世会長  
原委員

納付率が下がる懸念があると。

払わなくていいよって言われた40件の人たちの税収は補填してくれるのか、ただただマイナスになるのか。

河合課長

はい。国が今回に限り補填すると言っております。コロナの関係で、国がこの期間と定めたものについては、すべて補助するということです。

原委員  
河合課長

来年以降はわからない。

来年以降は、今のところわかりません。コロナの感染状況によると思います。誰が見ても状況が変わらないねということであれば継続してくれるんじゃないかなと思ってますけれど。

原委員  
河合課長

何年以内に上げるとか期限はきまっているんですか。何%とか。

先ほどの経理の話でいきますと、前回からずっと話してる通り、2億円ぐらい赤字です。ということは、2億円は、保険税で賄わなきゃいけないので、あと

2億円分保険税を増収になるように上げさせていただきたいのが、ちょうど、歳入歳出がバランスよく行くところなので、今13億円ぐらいのところから2億円足しますと13億を15億にしたいということです。やはり先ほど申し上げた通り2割弱。最終目標としては、まだ税を上げていかなければいけない。いつまでにといいはないですが、市町村の経営ですので、先ほどから逆算をしていただきますと、あと3年以内には水準に達したいなあという思いです。

久世会長

税率上げて、加入者が減ってきてる。あんまり変わらなかったって状況がちょっと前ありましたけど。税率を上げて、本当にその財源不足ってのは解消されるのかな。

河合課長

数字から見ると今会長がおっしゃった通り、13億だった。だけど、被保険者の方が5%減ったので、5%上げたのだからやはり13億しかなかったということがあります。数字としては13億は13億円ですが、人が減っているから、当然、支出の方も減りますから、効果がないという意味ではありません。もともと税率を上げて増収しているのに効果がないんですかということとはちょっとそこはないと思います。ただ数字から見るとあれ変わらないねということはあると思います。

久世会長

それでも保険給付の方が減ってくるはずだけど、ただあんまり減ってきてないというのが現状ですか。

河合課長

はい。被保険者の方が減って、国保税とかが何もしないと減っていきますよね。その減少率よりも、給付の減少、人が減るから、病気になる人も減るから、両方下がりますが、給付の下がり方が少しだけ弱い。前から申し上げてますが、1人当たりの医療費はずっと上がり続けるので、人が減った分、総額は減ることは減るのだが、1人当たりが増えるので、その部分というのは、本来、値上げをしないとイケないというふうには、現状からはそう言わざるを得ないと考えます。

久世会長

大体空気感は。

玉置委員

空気感一緒だな。

久世会長

何となく、多少でも上げなきゃいけないのかなという感じですか。これはやっぱり、コロナ禍で全然上げるべきじゃないっていう意見もあると思うんですよ。皆さん、おおむねどういう感じでしょう。今日まだ発言してないから。

丸山委員

はい。やっぱり所得割改定率の下、資料7のですね。基礎控除が増えることによって、0.12%上げる必要があるっていうことは、それはやっぱり上げるべきだろうというふうには思います。ただ、今会長も言われたんですけど、今コロナで自分も聞いている限りすごい、失業したとか仕事を失ったとか、収入下がったとか、景気悪いのを肌で感じてるのも確かなので、上げなきゃいけないからじゃ上げましょうっていうことも無責任に言えないなと思ってますので、ほぼ去年上げて今年も据え置きという意見が去年ありましたし、ほぼ据え置きみたいなんですね。この0.12%を上げるプラスαちょっと上げるぐらいで、最小限の引き上げぐらいで、今年度済ましたらいいんじゃないかなと私個人は思います。

久世会長

他はいかがでしょうか。大体そんな感じということですか。例えば、これからその具体的な税率の提案というか、資料を出してもらいますけど、概ね丸山委員の今のご意見のとおり0.12%プラス幾らかと必要であればということですが。そこら辺の数字を出してきてもらうということですかね。皆さん、よろしいでしょうか。

玉置委員 丸山委員から今、職を失ってっていう場合で、職を失うと任意継続1年間するか、国保の方に加入するかっていうことで、多分その辺の数字も、ひょっとすると、この喫緊で、とらえられてるのかなって感じはするので、それをするとならば国保加入者がやっぱり一時的には、無職の方とかね、就職活動をする方が、そこに多分とどまる人が、増えてきてるんじゃないかなあっていうちょっと懸念もあるんでその数字ってというのは次回ちょっと見れるということ可能ですか。

河合課長 国保に加入をしてきた人数ということは、毎月ごとで把握していますので、それはお示しできますし、また再就職されて、社会保険に加入されたという方の数もお示しすることはできますが、任意継続を選ばれたかどうかというのはちょっと分かりません。

玉置委員 任意継続は大丈夫です。

河合課長 出すことはできないというふうに思います。

玉置委員 基本的に、国保加入者が一時的にでもぱっと膨れ上がるのかなってところが見たかったので。

河合課長 せっかくですので、感想になりますが、いつも被保険者が例年、どんどん今減ってますよという話をしていますが、その減り具合が少し鈍っているんじゃないかなという感触は持っています、若干ですが。何か減りがゆっくりのような気がしています。

久世会長 高い。

原委員 0.12%引き上げとなる法律いつからなるんですか。さっき言われたお金がなくなるよってというのは何年以内。何年以内にどれくらい上げなきゃいけないのか、もうケツから計算した税率の引き上げってというのは、一緒に引き上げた方が、本当はいいんだよってということ。コロナ、コロナって言ってずっとコロナの可能性もある。

玉置委員 一番最初にシミュレーションやったやつありますよね。それと、今の実数ですか、うちが値上げというか、この改定が始まったときのラインとかその数値を、皆さんにわかるように見せていただくと、例えば、もともと値上げがこれぐらいだった、3割程度上げないかんかったねっていう。シミュレーションがありますよね。そのラインに対して、今は、実質はどうなってるのか。この令和元年含めてずっと、上がる率、うちは据え置きとかしてますけどその数字がみたいですね。

原委員 つぶさないためにはこれぐらいは必要なんだよって具体的な形で今これくらいだよと。

玉置委員 そうですね。

原委員 あとは来年以降、本当に下がってたら引き上げなきゃいけないわけですけど、これ反動が来る。それを知らせる、そういったこと。

河合課長 これまでの到達点と今をベースに、もう一度シミュレーションを事務局で示しながら、ゴールは先ほど申し上げたように大体決まっていますので、2億円、20%上げるということですので、どのように階段を昇っていくかというのを示して欲しいという、理想はこういうふうに上げていかないともう駄目ですよというのを示してくださいという意味でよろしいですか。

久世会長 財政シミュレーションとか改めて。

河合課長 改めて次回それをお示しするようにいたします。

久世会長 要は概ねそういうことでよろしいですかね。では次回そういう資料出しても

らって具体的な税率を検討していきましょう。

河合課長

最後に、本日は暗い話題ばかりだったので、科学の話題を。先ほど誰も食いつかれませんでしたけれども、前回の給付費が4億5,000万円ぐらいなんて、すごい反動揺り戻しがきたねということをおっしゃっていましたが、ひょんなことからちょっと原因がわかりました。高額療養費というのを皆さんにお返しをしているんですが、このシステムがコケまして、何でコケたのかなと思ったら、想定しないレセプトの値段のものが来たので桁数オーバーで落ちこちてしまったということがありました。

久世会長  
河合課長

7月にば一っと上がったものですか。

そうです。そのうちの1億6,000万円が、1人の方が1回の医療でお使いになった金額だということがわかりました。ちょうど5月に、薬剤関係者の間では話題になりましたが、ゾルゲンスマという、難病の筋萎縮症の方の治療薬ということで、特定のこういう年齢のこういう人にしか効かないということのようですが、1億6,707万という、はい。国内として最高の薬価が保険適用になりました。その薬をお使いの方がいました。

久世会長

治療可能って、5月20日に出てきてすぐに使えたんですか。あれ何月診療でしたっけ。

河合課長

6月からとわかっていて医師の方が、ぜひ使おうというお話をされたのかその辺はちょっと推測になってしまいますけれども、ちょっとびっくりしましたがそういうことで。1回の治療で、何回も投与する性質のものではないということです。先ほどのことで、正直、1年間の医療費が約40何億円。このような総額のなかで1億6,000万円ポンと来ると非常に苦しい状況です。こんな方が5人も出てしまったら、大変なことです。今、1,000万円上げるとか上げないとか言ってますけど・・・。

久世会長  
河合課長

保険給付は全部市にかかってくるわけではなくて、愛知県からそれは。

当面もしょうちが困っても、県単位化になりましたので、その年の医療費については全額、愛知県側から来ますので、うちが、短期的に破綻することはありません。それが今回の改正のいいところ。

久世会長  
河合課長

大きいですけど、実績に応じて、割合って決まってるんですか。

はい。徐々に先の納付金が上がってきて、要は、当面は持ってあげるから、ゆっくり返しなよってというイメージになるので、高額薬品によって非常に増えたり、局所的にあると、納付金が上がってくる要素になる。

久世会長  
河合課長

必要だから認可されてるわけです。

そうですね。ただ、高額薬品はね、お医者様たちや薬剤師の方もいらっしゃる前でなんですが、えっと名前が出てこない。抗がん治療薬、オプチーボでしたっけ。ソバルディとか、何種類が多分あると思います。余りにも高くて薬価が下がったという経緯がありますがそれでも、何回か点滴しなきゃいけない性質ですけど、確か800万円とかそういうようなもので。それはやはり、ある程度の量が使われています。がんで治りますよって言われたら皆さんお使いになるし、保険がきくとなればお使いになるということです。そういうこともあってちょっと自分の中でもびっくりした話題でしたので。

久世会長  
河合課長  
久世会長

そんな明るい話じゃなかったけど。びっくり。

はい。そういうことで。

そうですね。しかしながら、現実を議論していきましょうということで。ありがとうございます。では本日の議題は終了ということになります。ありがと

うございました。次回の協議会日程調整を行いたいんですけども、11月の下旬ぐらい。

河合課長

一つすいません。あらかじめなんですが、県の会議が11月中旬って言ってたんですが、このコロナの状況で、県もなかなか計算ができませんということで連絡が来まして、11月20日に発表したいということをやっています。ただし、12月の議会の真ん中に入ってしまうので、もう仮算定の金額はもう当日開けてびっくりみたいな感じになるかもしれませんが、それで、了承いただければ、その間の短い期間のどこかに設定をしていただければ、と思います。(11月)25か26しか事実上ないのかなあというふうには。できますけれどもその次の金曜日はもう一般質問で、議員の皆さんは。

久世会長

はい、じゃあ、25、26、水曜日、木曜日ですけども。

河合課長

桑原先生って水曜日が良いって言ってらっしゃいましたっけ。

玉置委員

うん。確か。

原委員

木曜日が往診なんで。

河合課長

そうですね。今日が駄目だったんですよ。

久世会長

25でご都合悪い方は。大丈夫ですか。では25でお願いしてもよろしいでしょうか。ではお願いします。11月25日の水曜日で時間は今日と一っしょで。

河合課長

いいですか。はい。13時30分から。

久世会長

はい、ありがとうございます。では終了ですので、事務局にお返しします。最後に締めあいさつを部長からお願いします。

吉野部長

いろいろご協議ありがとうございました。議題1点目の均等割につきましてはある程度結論を出していただきましてありがとうございました。ただ市としてもですね、いろんな当然照会とかいろんな機会をとらえて、積極的に何遍も同じことは、申し出はしていきたいというふうに思っていますので、機会をとらえてある毎に、くどいようですけど、何遍も出していきたいというふうに思っています。また税率改定につきましては、今言われたように、なかなかちょっとコロナの関係で悩みがたいところがありますが、先ほど丸山委員からもちょっとお話があったように、下がった分だけの0.12%だけは何とかやっぱり上げていただくような方向で考えていただけると、最低限ここはその部分かなというふうに思いますので、コロナ禍による税率の上げじゃなくて、ここは減収することの減収というか、減額するところによりますので、その部分だけはなんとか上げるような方向で検討していただければ大変ありがたいと思いますので、また次回以降ですね、ちょっと大変な議論になるかと思いますが、ぜひご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。本日はありがとうございました。

河合課長

はい。ありがとうございました。終了です。ありがとうございました。

( 閉 会 )



犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

                    (原本に 久世高裕 署名)

署名

                    (原本に 吉田典正 署名)

署名

                    (原本に 榊原憲子 署名)